

事務局から

▼研究所が中心となつて、2月11日に「前川喜平講演会」を行った。後援団体の取り組みと前川さんの知名度で、会場に入りきらない人が集まつた。詳しくは、「研究所通信」で紹介予定。

▼今回の取り組みで、新たに知りえた団体・個人と交流することができた。今後の研究所の活動に結び付けていきたい。

▼今まで、研究所が単独で主催する学習会や講演会を行うことが主だった。しかし、これからは、他団体と共催したり、後援を受け入れたりしての催しを探ってもいいのかもしれない。

▼4月1日から、いよいよ事務所を2階から3階へ移しての活動となる。今までは事務所で所員会議を行っていたが、これからは他の場所での会議となる。不便になるだろうが、活動は従来どおりである。

▼移転を機に、4月から毎週水曜日10時30分から16時まで事務所を開くことを予定している。お近くに来たときは、お立ち寄り下さい。(和澄)

編集後記

教育振興基本計画は、2006年改正された教育基本法の17条に新設されたものである。国が目標を定め、評価するという新たな目標、評価、管理方針が導入された。

本県では第3期の教育振興基本計画が2019(平成31)年、公表され、「基本方針」で「二人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の推進」を謳い、展開方向の第1項に確かな学力の育成を上げている。その指標に全国学力テスト調査における平均正答率の本県と全国の差(小中)を掲げ、現在値(H30)小+4、中+3を目標値(H32)小+7、中+5とした。指標を設け進捗状況の管理および執行の状況について毎年点検、評価を行うのである。

「いじめ」問題の背景には「学力テスト」が上げられており、テスト対策等に日々追われる教員の長時間労働、子どもには「ドリル」漬け学習である。基本方針Ⅳ「教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」の中で、教員の多忙化がすすんでおり、

一人ひとり向き合える時間を確保が必要だといひながら、父母の切実な要求である教員増に触れず、本来教育行政が果たすべく教育条件整備には一言もない。谷口聡氏(中央学院大学)が指摘するように、個々の学校や地域の教育的ニーズに即して国の計画の上乗せ的教育条件整備計画とすべきではないか。(『教育法の現代的争点』法律文化社)

(内山)

にいがたの教育情報 No. 131

2020年2月26日発行

編集・発行 にいがた県民教育研究所
発行人 小林 昭 三
〒951-8116
新潟市中央区東中通1-86 山崎ビル
電話・FAX (025)228-2924
振替口座・00640-0-12332
Eメール kyoiku@triton.ocn.ne.jp
印刷所・神林印刷
TEL 0254-66-7959

本誌内容の無断転載を禁じます。